

訪問型サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		1, 176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割		1176 単位	日割の場合	39 単位	39 1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス 1 2		2349 単位	(2) 1 週に 2 回程度の場合		2, 349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割			日割の場合	77 単位	77 1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3		3727 単位	(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合		3, 727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割			日割の場合	123 単位	123 1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合			287 単位	287	
A2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合			(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179 1回につき
A2	2621	訪問型独自サービス 2 3		(二) 所要時間45分以上の場合			220 単位	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合			163 単位	163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2) 1 週に 2 回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3			(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3 単位減算	-3	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2 1回につき		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3		(二) 所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2			
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2			
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2			(2) 1 週に 2 回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3			(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3 単位減算	-3
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2 1回につき	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15% 加算		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算	100 1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50 月1回限度		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算			(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 245/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ				(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ				(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 145/1000 加算		